

「医療法」改正案の有床診療所に関する要点

政府は2月10日、第5次医療法改正案などを盛り込んだ「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出した。3月下旬頃より審議が本格化し、法案が通れば有床診療所の見直しは07年1月1日から施行される予定である。

今般の医療法改正案の目的は、良質な医療を提供する体制の確立を図るため、「医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項」、「医療の安全を確保するために必要な事項」及び「医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項」をこの法律に定める事項として追加するとともに、「医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保」である。**(第1条関係)**

有床診療所に関する事項

- I. 患者を入院させるための施設を有する診療所（以下「有床診療所」という）の一般病床の設置又は病床数、病床の種別等（従前は、療養病床についての規制）の変更をしようとするときも、所在地の都道府県知事の許可を受けなければならないこととされた。**(第7条第3項関係)**

ただし、診療所の療養病床以外の病床に関し、次のような経過措置がもうけられている。

施行の日前に①有床診療所であるもの②開設或いは病床数の変更の許可を得たもの③建築確認を受理しているものは許可を得たものとみなす。**(附則第3条関係)**

- II. 有床診療所の管理者について、同一の患者を48時間を超えて入院させることのないように努めなければならないとする規定が廃止された。

かわって、「患者を入院させるための施設を有する診療所の管理者は、入院患者の病状が急変した場合においても適切な治療を提供することができるよう、当該診療所の医師が速やかに診療を行う体制を確保するよう努めるとともに、他の病院又は診療所との緊密な連携を確保しておかなければならない。」こととされた。**(第13条関係)**

- III. 都道府県知事は、前項各号に掲げる者が診療所の病床の設置の許可又は診療所の病床数の増加の許可の申請をした場合において、当該申請に係る診療所の所在地を含む地域（医療計画において定める第30条の4第2項第10号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、同条第4項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数に既に達しているか、又は当該申請に係る病床の設置若しくは病床数の増加によってこれを超えることになるか認めるときは、前条第4項の規定にかかわらず、同条第3項の許可を与えないことができる。**(第7条の2第2項)**

- IV. 都道府県知事は、病床過剰地域における公的医療機関等の病床について、正当な理由がないのに業務を行っていない病床数の範囲内で、病床数削減の許可変更のための措置を採るべきことを命ずることができるものとする事とされた。**(第7条の2第3項関係)**

以上の如く、有床診療所の設置及び病床数の増加や入院患者の管理についての規制が厳しくなった。

そこで「医療法」改正後において、既に基準病床数を超えてはいるが、とくに産科取扱い施

設が不足しているような地域において「産婦人科有床診療所」を開設するための関連する条文を挙げる。

第二節 医療計画

第30条の4

都道府県は、基本方針に則して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(以下「医療計画」という。)を定めるものとする。

第30条の4第2項

医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1号 都道府県において達成すべき第4号及び第5号の事業の目標に関する事項
2～4号 略

5号 次に掲げる医療の確保に必要な事業(以下「救急医療等確保事業」という)に関する事項

イ 救急医療

ロ 災害時における医療

ハ へき地の医療

二 周産期医療

ホ 小児医療

へ イからホまでに掲げるもののほか、都道府県知事が該当都道府県における疾病の発生状況等に照らして特に必要と認める医療

第30条の4第3項

都道府県は、前項第2号に掲げる事項を定めるに当たっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

1 医療連携体制の構築の具体的な方策について、前項第4号の厚生労働省令で定める疾病又は同項第5号イからへまでに掲げる医療ごとに定めること。

第30条の4第11項

都道府県は、医療計画を定め、又は第30条の6の規定により医療計画を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会及び市町村(救急業務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。)の意見を聴かなければならない。

第30条の6

都道府県は、少なくとも5年ごとに第30条の4第2項第1号及び第9号に定める目標の達成状況並びに同項各号(第1号及び第9号を除く。)に掲げるじこうについて、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

第30条の7

医療提供施設の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、医療連携体制の構築のために必要な協力をするよう努めるものとする。

第30条の11

都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院若しくは診療所を開設しようとする者又は病院若しくは診療所の開設者若しくは管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加に関して勧告することができる。